



Title	近代スペインの政治エリートのネーション論に見る自由主義
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2014, 38, p. 87-112
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98018
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近代スペインの政治エリートの ネーション論に見る自由主義

中 本 香

はじめに

スペインにおける 19 世紀政治史は、しばしば自由主義運動が展開したプロセスを軸としながら理解されている。そしてそれは、カディス議会で着想された近代的な「ネーション」を理想としそれを発展させようとした進歩派と、旧特権層と妥協して保守化した穏健化の間の争いとして描写され、全体的には後者優位で展開したと結論付けられる。

進歩派と穏健派との間におけるこれら自由主義の争いは、各々が主張する「ネーション」論の対立でもあった。当時の「ネーション」論の一部が、政治的抗争を有利に展開するために都合よく「捏造」された歴史観に基づくものであったことは、スペイン歴史学自体に対する自戒も込めて、近年の研究では概ね受け入れられている見解である。例えば、1808 年に始まる「独立戦争」を、祖国愛とカトリック防衛の使命感に突き動かされた「スペイン国民」が一致団結してフランス軍に挑んだ戦いとして称揚する歴史観に対して、アルバレス・フンコ (José Álvarez Junco) などは、「スペインで生まれつつあった自由主義の国民国家 (ネーション・ステート) を称賛する神話の基礎」となっていると論じている¹。

しかしながら、独立戦争勃発 200 年の節目を記念する 2008 年前後に、この歴史的事件を再評価する動きが生じた。ガルシア・カルセル (Ricardo García Cárcel) は、「独立戦争」を「スペイン・ナショナリズム」と結び

1 アルバレス・フンコによれば、「独立戦争」という概念自体が、1840 年代の自由主義者の世界観や政治的関心に基づいて捏造されたものだった。またリケーによれば、スペインにおけるナショナリズム形成はアメリカ植民地の喪失を契機とするものであり、それ以前のスペインはネーションではなく「帝国」であった。Álvarez Junco, José, “La invención de la Guerra de la Independencia”, *Studia Histórica. Historia Contemporánea*, 1994, no.12, pp.75-99; Riquer, Borja de, “Sobre el lugar de los nacionalismos-regionalismos en la Historia contemporánea”, *Historia Social*, 1990, 7, pp.119-120 y 125, cit por Morales Moya, Antonio, “La Nación española preconstitucional”, *Cuadernos dieciochistas*, Núm. 12, 2011, pp.22-23.

つけたうえで、これに対する否定的な評価こそが、「国民国家の過小評価 (minimización del Estado-nación)」を図る地方ナショナリズムの政治的重圧が生んだ「神話」であると断じている²。またエロルサ (Antonio Elorza) も、国王が軟禁中で正当な政府も無効であるという状況の下で、カディスの「政治的ネイション」あるいは「政治的国家 el Estado」が「ネイションの独立」を旗印に掲げて戦争を主導したと論じている³。これは、「パトリアたるスペイン」、すなわち文化的伝統や祖国への帰属意識に支えられたネイションが独立戦争前からすでに存在していたことを前提として、この既存のネイションがカディスで政治的ネイションすなわち政治の主体としての国民共同体に発展したと捉えるビジョンである。

以上のようなエロルサのビジョンは、中世後期から近代初頭のスペインを文化的一体性を持つ「民族国家 (エスニック・ステート)」として提示したアントニー・D・スミスの理解にも通じるものである。スミスは、この民族国家が19世紀に国民国家へと発展することになると論じたが、彼自身が後に修正したところによると、スペインの民族国家は不完全でありネイションとしての一体性が欠如していた。そのため、19世紀の自由主義政府が度々中央集権化を図ったにも関わらず、ハプスブルク王朝期の複合王政的な国家構造が近代を通じて維持されたことは立石博高によって指摘されている通りである⁴。

以上のようにカディス議会以降のスペインを一つのネイションとして捉えようとするとき、「文化や帰属意識に基づく祖国」、「主権を行使する国民共同体」、「法や制度の統一性に支えられた国民国家」など、自由主義の実現をめぐる争われた政治的議論のなかで、ネイションは、それぞれの主張者が目標とする社会像として多種多様に描かれることになった。この時期の政治的議論における自由主義運動の幅に応じてネイションの論法は数多く、「ネイションとは何か」といった問いに、一言で回答することは難しい。そうし

2 García Cárcel, Ricardo, *El sueño de la nación indomable. Los mitos de La Guerra de Independencia*, Madrid, 2007, p.223, cit por Morales Moya, A., op. cit., p.21.

3 Elorza, Antonio, "Despierta España", *La aventura de la Historia*, 2005, 86, pp.20-29; "El Dos de Mayo y la Nación", *El País*, lunes 28 de abril de 2008, cit por Morales Moya, A., op. cit., pp.23-24.

4 立石博高, 「国民国家の形成と地域ナショナリズムの撻頭」, 立石博高・中塚次郎編, 『スペインにおける国家と地域—ナショナリズムの相克—』, 国際書院, 2002, 13—34頁。スミスの「民族国家」論については、特に13—14頁を参照した。

た本質的な議論に取り組むよりも、まずはそうした 19 世紀スペインにおけるネイション像の多様性を検討することで、その言葉に託された様々な自由主義運動の特徴を確認することが、19 世紀スペインの実態に肉薄するためには必要な作業だろう。そこで、本稿の目的は、近代スペインのいくつかの局面で政治的エリートが描いたネイション観とそれが立脚した理念に着目し、それを自由主義運動のプロセスに位置づけなおすこととする。そのためにまず、自由主義運動が始動する「前段階」としてカディス議会開催前のカルロス 3 世期とカルロス 4 世期のネイション観に注目しながら、1812 年憲法に結実する近代的国家観は何を起源とするものなのか、すなわちスペインの立憲運動がフランス革命をモデルとしアンシャン・レジームとの決別を意味するような近代的イデオロギーに立脚するものであったのかについて考察したい。そして、カディス議会直前のこのネイション観が 19 世紀の政治エリートにいかなる影響を与えたのかという観点から自由主義運動の展開を論じることで、近代スペインの政治的動態を理解するための一助としたい。

1. 18 世紀末から 19 世紀初頭のネイション観

1) 「国民国家」としてのネイション構想

筆者は、拙稿「17～18 世紀中葉におけるスペイン王国の構造と政治的集合概念について」において、ブルボン王朝の創始を契機とする王国の構造の変化とともに、新たな政治的集合概念が生じたことを明らかにした⁵。

すなわち 1720 年代以降、キリスト教の愛徳を政治の規範に導入する可能性が聖職者の視点から模索され始め、構成員が「全体の善」のために使命感を持って「愛」を注ぐ対象として「パトリアたるスペイン」が論じられ、またそのために君主の絶対的権利と君主＝臣民の契約的紐帯が重視された。その一方で、1740 年代以降は、当時の国際的状況を背景に官僚や経済専門家の間で「国益」が強く意識されるなか、スペイン王国が王家の世襲財産ではなく一種の政治集合体として認識されるとともに、絶対的君主を核とする結束力の強いネイションを構築することに復興と国益増大の可能性が見出され

5 詳しくは、拙稿「17～18 世紀中葉におけるスペイン王国の構造と政治的集合概念について」、*Estudios Hispánicos*, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 第 35 号, 2011, 45-68 頁, を参照されたい。

た。そしてカルロス3世の治世初期には、公共善の実現とその主導役たる君主の存在を是としつつ、英仏の議会をモデルとした「国民集合体 *el cuerpo nacional*」の意義を唱える論考も発表されていたことを確認した。

筆者は、その結論において、以上のような18世紀中葉の新たなネイション観が基礎となり、19世紀初頭以降自由主義運動が推進されていく展望を示唆した。しかし、このような結論に至るには、18世紀後半からカディス議会開催まで、すなわちカルロス3世（在位1759-88年）とカルロス4世（在位1788-1808年）の治世におけるネイション論とそのイデオロギ的背景を検証する必要がある。

カルロス3世の治世は、一般に「啓蒙専制の時代」として知られる。すなわち知識人や政治エリートが、「啓蒙」の理念に依拠し、絶対君主制の枠組みを是認しながら、様々な改革を提唱した時代であり、言い換えれば、それら啓蒙派の知識人が推進した改革は、彼らが描いた理想のネイション像に基づいたものだったと言える。

近世から近代初頭の政治エリートが構想したネイションを4つのパターンで時系列的に説明したフェルナンデス・セバスティアン（Javier Fernández Sebastián）は、ブルボン王朝期のバージョンに言及するに際し、啓蒙派の知識人が、自由主義運動の始動に先立って、すでに「国民国家」を理想とするような「パトリオティズム」を表明していることを強調している⁶。

ここでいう「パトリオティズム」は、もはや「生まれ故郷への愛着」を意味するものではなく、「スペイン・ナショナリズム」に相当するものであらう⁷。啓蒙派のエリートは、「公共の利益 *el bien común*」を真理として「スペイン全体の物質的豊かさと全体の繁栄」を追求する中で、スペインを「統一の実体 *una realidad unitaria*」⁸あるいは『完全に』一つの政治的実体 *una unidad política “acabada”* すなわち一体性を持った政治的ネイションとして

6 Fernández Sebastián, Javier, “España, monarquía y nación. Cuatro concepciones de la comunidad política española entre el Antiguo Régimen y la Revolución liberal”, *Studia Historica-Historia contemporánea*, Vol. XII, 1994, pp.54-55.

7 当時の用語を分析したアルバレス・デ・ミランダ（Pedro Alvarez de Miranda）によれば、「パトリオへの愛」は「生まれ故郷への愛着」を意味した一方、「パトリオティスモ」は「市民的美徳 *virtud cívica*」であった。Alvarez de Miranda, P., *Palabras e ideas: el léxico de la Ilustración temprana en España(1680-1760)*, Madrid, 1992, p.242, cit. por Fernández Sebastián, J., op. cit., p.55.

8 Morales Moya, A., op. cit., p.32.

理想化していたのである⁹。

さて、ネーションを構成する全ての個人・集団に対して「(ネーションのために) 有益であろうとすること *el esfuerzo utilitario*」そしてそのための「協力 *la cooperación*」を課し¹⁰、「統一性と中央集権化 *la uniformidad y centralización*」を理想としたネーション観は、18世紀の啓蒙主義者の間で広く受け入れられたが¹¹、それは個別の既得権や利益を脅かすという点で、とりわけ地方特権を有する「小さなパトリア *las patrias chicas*」との衝突を招くことが懸念された¹²。そこで理論上有効とされたのが絶対的な王権の存在である。啓蒙派は王権の絶対性を是認したが、それはもはや「王権神授」の理論を根拠とするものではなく、「全体の幸福」を実現するために正当化されるものだったのである。

しかし、絶対王政の理論を打ち出すだけで「公共善」が実現しないこともまた認識されていたようである。モラレス・モヤ (Antonio Morales Moya) によれば、政治的一体性を志向する啓蒙主義者の「ネーション化 *la nacionalización del país*」計画は、「政治・行政構造、法、慣習、言語、そして最終的には地理や歴史の、中央集権化・画一化・合理化」を通じて達成されるものであったが、そのためには「強い行政機構 *un Estado fuere*」の存在、あるいは「中央ならびに地方行政組織の改革を通じて、行政機関を有効

9 González Adánez, Noelia, “Absolutismo y la Constitución de Cádiz: consideraciones sobre la gestión del “poder responsable” en la crisis del Antiguo Régimen”, *Política y Sociedad*, Vol.40, núm.3, 2003, pp.218-219. 引用文の「完全に」とは、ハプスブルク王朝期の複合王政的な国家構造を、単に制度的にではなく、実質的に克服することを意味していると思われる。

10 Fernández Sebastián, J., op. cit, p.55.

11 Ibid., p.54

12 「大きなパトリアの利益」が「小さなパトリアの利益」より優越されるべきだとの考え方は、啓蒙運動初期を代表する聖職者フェイホー (Jerónimo Feijoo; 1676-1764年)の言説に表れている。Ibid., p.55. ただし、中央と地方権力との利害は必ずしも対立していたわけではない。例えば、1780年にバルセロナで発表された「カタルーニャ公国の農業・商業・工業に関する論考」によれば、カタルーニャの政治的自立性は、「(スペインという) ネーション全体の繁栄と幸福」を達成する手段として求められていた。Lluch, Ernest, “La Ilustración en Cataluña: el esfuerzo para proyectar un país”, *Sistema*, 84, 1988, pp.3-22, cit por Morales Moya, A., op. cit., pp.32-33.

的に機能させること」が不可欠であった¹³。このような「王政の行政機構化 la estatalización de la monarquía」、あるいは「新たな帝国論理」を携えた行政機構による「上からの統一」という意味において、この「ネイション化計画」はまさに、「19世紀を通じて実現する、複合王政から国民国家への最終的転換にのちの準備」だったと言えるだろう¹⁴。

2) 「政治集合体たる国民」としてのネイション

啓蒙派の作家フォルネル (Juan Pablo Forner; 1756-1797 年) にとっても、ネイションとはもはや多様な共同体・団体・臣民の集合体ではなく、君主に対しては臣民として縦の関係でつながりつつ、相互には皆が並列でつながっている、中間的諸団体の存在しない均質な社会 (el cuerpo social) を意味した。しかもその社会は、啓蒙専制君主にとっての臣民であると同時に「同国人、社会構成員、市民 *compatriotas, socios o ciudadanos*」でもあるスペイン人から構成される、「市民の社会 una sociedad civil」であり、言い換えれば、君主を象徴としてその下に位置する「架空の人間集団 *persona ficta*」であった¹⁵。啓蒙派の軍人アギレ (Manuel de Aguirre; 生年・没年不明) も、ネイションを「そこに居住する住民や人々の集合体」と定義しつつ、「社会、共同体、パトリア、国民 *sociedad, comunidad, patria, pueblo*」など様々な表現を用いながら、社会契約に則って政治活動を実践すべき主体となる集団に言及した¹⁶。

このように国民を政治の主体として理解するビジョンは、18世紀末の

13 Morales Moya, A., op. cit., p.33. ブルボン王朝期の行政改革に果たした「強い行政府」の役割の重要性は、多くの研究者によって強調されている。バレラ・スアンセス (Joaquín Varela Suanzes) によれば、「ネイションを作ったもの (el creador de la nación) は、文化あるいは固有の特性でなければ、市場あるいは「ブルジョアジー」でもなく、行政機構 (el Estado) だった」。Varela Suanzes, Joaquín, “Nación, patria y patriotismo en los orígenes del nacionalismo español”, *Studia Histórica, Historia contemporánea*, Vol. XII, 1994, p.34. 同様に、フェルナンデス・セバスティアンも、「ネイション化計画の推進 el impulso nacionalizador」が、ブルボン王朝による「行政機能の強化 la estatalización en alza」に起因したと論じている。Fernández Sebastián, J., op. cit, p.46. またゴンサレス・アダネスも、経済発展を伴う「公共善」、そのために不可欠な絶対的王権の存在、そして改革プログラムを実践する「強い行政機構」の三点の関連性が啓蒙主義者の間で理論化されていたことを指摘している。González Adán, N., op. cit., p.219.

14 González Adán, N., op. cit., p.217.

15 Fernández Sebastián, J., op. cit., pp.53-54.

16 Aguirre, Manuel de *Cartas y Discursos del Militar Ingeniero al “Correo de los ciegos” de Madrid*, Madrid, edic. de A. Elorza, San Sebastián, 1973 (1785), p. 45 y p.121, cit por Fernández Sebastián, J., op. cit., p.56.

啓蒙派エリートの中で自由主義的政治理論が萌芽していたことを暗示している。しかしポルティエリョ（José María Portillo Valdés）によれば、国民が「国王の臣下」である以上は、これを本来の政治的ネイションと見なすことはできない。なぜなら、臣民は、「中央集権的な絶対君主制の退廃的な力を克服した」、「自立的な個人 *individuos autónomos*、諸権利の主体 *sujeto de derechos*」とは異なるからである¹⁷。したがって、ネイションが政治的主体あるいは国民共同体であるためには、君主に対して「概ね受け身 *más o menos pasivo*」¹⁸という状態からの脱却が求められた。

ところで18世紀末といえば、治世がカルロス3世からカルロス4世へと移り、隣国フランスの大革命を背景に政治的には反動期にあった¹⁹。啓蒙思想が体制にとっての脅威として危険視され、絶対君主制の補強が試みられるなかで、「主権を有する国民共同体」のイメージはいかにして形成されていったのであろうか。

この疑問を解明するためには、そもそも絶対的王権自体が実効性を欠いていたことを考慮する必要がある。ドミンゲス・オルティス（Antonio Domínguez Ortiz）が指摘するように、カルロス3世治世下の改革派官僚は、絶対的王権と独自の管轄領域を持つ諸権力（聖職者や地方の政治エリートなど）との間に「境界線」を定めることで「ネイションの利益」の達成を目指した²⁰。ポルティエリョも、理論上は絶対的な王権が実際には「交渉を介して」あるいは「中間的諸団体への特権の付与」を通してのみ効力を持ち得たことを指摘しながら、王と臣民の関係に調整が図られたという意味で、絶対主義と共和主義の政治思想が混在していたと論じている²¹。また、ゴンサレス・アダネス（Noelia González Adán）によれば、一部の中間的諸団体にも啓蒙の理念が浸透して中央集権的な政策が受け入れられた状態こそが啓蒙専制の

17 Portillo Valdés, José María, *Revolución de nación. Orígenes de la cultura constitucional en España, 1780-1812*, p.149, cit por. González Adán, N., op. cit., p.229.

18 Fernández Sabastián, J., op. cit., p.53

19 フランス革命はカルロス4世治世下の啓蒙派官僚を困惑させた。エロルサは、旧体制を崩壊させた革命を拒絶すると同時に、同様の運動がスペインで進行することを密かに期待した啓蒙派エリートの「二重の態度 *actitudes de duplicidad*」を指摘している。Elorza, Antonio, “El temido Árbol de la libertad”, Jean René-Aymes(ed.), *España y la Revolución francesa*, Barcelona, 1989, p.101.

20 Ortiz Domínguez, Antonio, *Carlos III y la España de la Ilustración*, Madrid, 1988, pp.96-97.

21 González Adán, N., op. cit., p.223.

実態だった²²。

また、絶対的君主が「臣民の幸福の推進役 *promotor del bien de sus súbditos*」の使命を果たせなかった場合について、18世紀末の啓蒙派官僚の代表であるホベリャーノス（*Gaspar Merchor de Jovellanos*; 1744-1811年）は、政体が君主政から共和政へ移行する可能性を暗示していた²³。ホベリャーノスによれば、ある国を豊かにするのに、政体は問題ではなかった。その成否は、為政者のモラルにかかっていたのである。ただし、このモラルとは、「神が定めた超自然の法」に由来するものであり、最終的に君主には、この「神の啓示」に従って行動することが求められる。このようなホベリャーノスの理論には、18世紀末の啓蒙派がカトリックの価値観に縛られていることが露見している。

一方、政治の主体の行動を、「徳 *virtud*」の実践という基準で論じる者もいた。作者不明の『共和主義者 *El Republicano*』（1768）によれば²⁴、市民として個人の利益を追求すると同時に「公共善」に責任を負う「良き共和主義者 *el buen republicano*」が陥るジレンマは、「徳 *virtud*」によって解決できた。筆者は、個人の利益と集団の利益の両立という問題を解決するには、「政治的責任 *la responsabilidad política*」が伴うことを説いている。そして、全体の利益のために個人の利益が損なわれてはならないという前提にたちながら、政治的責任を負うものには、他者を無意識に攻撃しないよう自己愛を制御する「徳」が求められると論じている。「民衆は欲するがまま行動せよ。しかし共和主義者は、『成すべきこと *lo que debe*』しかしてはならない」という一節は、現行体制下での公共善の責任者である君主に対して「徳」の実践を

22 啓蒙思想が地方の政治エリートに与えた影響は、「バスク祖国の友・経済協会」メンバーの以下のような発言にも表れている：「スペインは完璧な王国であり、過去数世紀に王国が経験した国内の安寧と平穏の要因はその素晴らしい国制にある。しかしこの王国は、その内部に、無数の共和政体（*una infinidad de Repúblicas*）を内包している」。Javier Fernández Sebastián (ed.), *La Ilustración política*, Bilbao, 1994, pp.193-194, cit. por González Adán, N., op. cit., p.220.

23 Ibid., pp.223-224.

24 『共和主義者』の内容については、Ibid., pp.225-226を参照した。

促すものであったと言えよう²⁵。

しかし、このように近代的なネイション像が徐々に形成された一方で、アンシャン・レジーム特有の価値観が完全に払拭されていたわけでもなかった。ホベリャーノスの政治理論がカトリックのモラルに縛られていたことは前述のとおりであるが、ネイションの政治参加を正当化する理論もカトリックの価値観を抜きにしては成立しなかった。「君主の絶対的・保護者的・慈善的権威の下で結びついた臣民が自らの権利の一部を君主に移譲したのは、残りの権利を君主に保障してもらい、そうすることで、自然状態にあれば得ることができないような安全を享受するため」であり²⁶、したがって、君主から公共善が保証されない場合にネイションが主権を奪回することは妥当だったが、ネイションが君主に一旦授けたとされる主権も元は神に由来するものだったのである。

このようなカトリック的価値観を前提とした国民主権理論はスペイン特有の「新トマス主義的 *neoescolástico*」な問題であり²⁷、ポルティエリョはこれを「カトリック的人類学 *la antropología católica*」に起因するものだ指摘している。彼は、政治的主体である個人をいかなる権威よりも優位に位置づける自由主義モデルを発展させるうえで、この「カトリック的人類学」が障害となったと述べている。なぜなら、「カトリック的人類学」における人間の定義は、「信仰の世界で救済を求めよという神の意思に従って生きるもの」、したがって「政治の世界で適切に行動する能力を持っていないもの」だったからである。また、カトリックの「罪の概念」も自由主義の自由や権利の概念に対峙するものだった²⁸。

25 リチャード・ヘール (Richard Herr) も、絶対君主制から立憲君主制への移行は、「市民的美德 *virtud cívica*」という共和政の理想の具現化を表しており、また君主による徳の実践なくしてそのような体制の移行は実現しなかったと指摘している。徳を実践しないルイ 16 世とカルロス 4 世が、それぞれ市民から主権を奪われ、絶対君主政に幕が下ろされたという彼の指摘は、18 世紀末のスペインでも、国民主権の理論の素地が形成されつつあったことを暗示している。Herr, Richard, "El principio de la virtud y la crítica política: los orígenes de la Monarquía constitucional en España y Francia", VVAA, *El mundo hispánico en el siglo de las luces*, Tomo I, Madrid, 1996, p.139, cit por, González Adánez, N., op. cit., pp.225-226.

26 Fernández Sebastian, J., op. cit., p.54.

27 José Andres Gallego, "El concepto popular de libertad política en la España del siglo XVIII", *De la Ilustración al Romanticismo. II Encuentro: Servidumbre y Libertad*, Cádiz, 1986, p.65, cit. por González Adánez, N., op. cit., p.226.

28 Portillo Valdés, José María, op. cit., pp.90-92, cit por. González Adánez, N., op. cit., p.229.

2. 19世紀初頭のネイション観

1) 自由主義運動初期の政治的ネイション観

18世紀末のエリートの間で構想されていた以上のようなネイションを、モラレス・モヤは、「啓蒙的、前自由主義的 *ilustrada, preliberal*」と評価している²⁹。そして、この「前自由主義的」ネイションが、「独立戦争」が勃発した1808年以降、すなわち国王フェルナンド7世がバイヨンヌで幽閉され有効な政府が欠如するなか、カディス議会での議論を経て、自由主義的ネイションへと理念上の発展を見せる。その成果が、「1812年憲法」（いわゆるカディス憲法）である。

カディス憲法の基本的理念が、第2条に明記された「主権は本質的に国民に存する *la soberanía reside esencialmente en la nación*」であったことに異論の余地はないだろう。カディス議会の議事録に記録されている発言からも明らかのように³⁰、自由主義の議員にとって、ネイションとは、自由で平等な個人、しかも君主の臣下という立場ではない個人から成る集合体であり、この集合体は代表者を介して一種の「一般意思 *voluntad general*」を表明し自らを統治する権能すなわち主権を持った。そして、この「一般意思」は、まず法を制定し、その後にネイションを構成する市民の諸権利を保証するものとして理解された。また、カディス議員の多くは、ハプスブルク王朝期以来の複合的な国家構成・制度についても、「良識ある全ての愛国者の感情を大きく傷つけ、

29 Morales Moya, A., op. cit., p.35.

30 例えばカタルーニャの代表として出席したエスピガ (José de Espiga; 1758-1824年) によれば、ネイションとは「地域の集合体ではなく、意思 (*voluntades*) の集合体である。なぜなら、ネイションとは、憲法制定を許された例の一般意思を表明するものだからである」。また、啓蒙派の詩人でサモラを代表して議会に参加したニカシオ・ガリエゴ (Juan Nicasio Gallego; 1777-1853年) も、「(ネイションとは) モラルある集合体を構成することに自らの意思で合意した自由な人間たちの連合体である。このモラルある集合体は、法によって統治されなければならないが、この法は集合体を構成する個人の意思の結果 (として制定されるもの) であり、その唯一の目標は、社会全体の善と利益である」と主張している。このようなネイション観には、シエイエスの理論との類似が認められるが、スペインの初期自由主義者の場合は、シエイエスには見られなかった「歴史主義 *historicismo*」が強いこと、ネイションと第三身分を一体視するビジョンが見られないこと、また憲法第12条にも明らかなように、スペインというネイションの本質をカトリック信仰に置いている点などの重要な相違も指摘される。ちなみに、カディス議会には参加しなかったものの、議会開催の前段階で中央評議会議長を務め、その後の摂政会議の規約を編纂するなどしたホベリャーノスは、王とネイションの間での主権の分有を唱えた。彼は、*soberanía* と *supremacia* を概念的に区別することで、両者の権力の両立を目指している。Fernández Sebastián, J., op. cit., p. 59.

またネーションの利益にとって大いに有害である」と批判し、政治的統一の必要性を強調した³¹。

このような近代的ネーション観は、18世紀末の啓蒙主義者の政治共同体のイメージを発展させたものであり、また立憲革命期の自由主義者いわゆる「十二年憲法派 los doceañistas」の「一つの同じ法に従い、主権を体現する議会に代表される」国民共同体の理想に踏襲されるものである³²。ここに、改革から革命へと至るイデオロギー的な発展性と連続性を確認することができる。

もっとも、カディス憲法を「革命的かつ民主的諸原則」に基づく自由主義的・民主主義的憲法として理想化し過大評価することはできない³³。独立戦争勃発後から各地に相次いで設立された「地方評議会」ならびに「最高中央評議会」は概して保守的で³⁴、外国で幽閉されている国王の主権を代行する形式での議会開催の有効性を疑問視していた。また全国的憲法の制定よりも各地方の「慣習法や不文律など伝統的な法を基礎とする」国家体制の再建を訴える「歴史主義 historicista」の論調も強かった。それら反対派を制して身分制によらない議会の招集に漕ぎ着けて、「主権在民」を謳う憲法制定を実現させた歴史的意義は決して否定されるものではない。しかし、近代憲法として再検討をした場合、同憲法に様々な矛盾や限界が確認されることがすでに指摘されている。なかでも、カディス憲法がカトリックを国教として定めたこと（第12条）、すなわち宗教的不寛容性については広く知られているが、本憲法の自由主義の限界性を示す特徴はそれだけではない。

31 上述のエスピガの他、アストゥリアスを代表したトレノ伯（el conde de Toreno; 1786-1843年）、エストレマドゥラを代表したムニョス・トレノ（Diego Muñoz Toreno; 1761-1829年）、1820年代に自由主義運動を牽引することになるフロレス・エストラダ（Alvaro Florez Estrada; 1765-1853年）などが同様の立場を取った。Fernández Sebastián, J., op. cit., p. 59.

32 Ibid., p. 58.

33 カディス憲法が「革命的かつ民主的諸原則」に基づいているという評価は、1814年5月4日、同憲法廃止を命じた王令の中で、否定的な意味で与えられたものである。原文では、「フランス革命の革命的かつ民主的諸原則を模倣している」ことが、廃止理由として挙げられている。立石博高、「カディス憲法とスペイン王 国民／市民の規定をめぐる」、立石博高・篠原琢編、『国民国家と市民 包摂と排除の諸相』、山川出版社、2009年、40頁。

34 例外的に、アストゥリアス地方評議会では、1808年6月、以下の通り、ネーションの主権行使に積極的な意見が表明された：「主権は常に国民（el pueblo）にある。特に、主権を委譲した人物が不在の際には。また、ネーション全体の合意をもって、（国民が）行使を望む全ての権限が有効となる」。González Adán, N., op. cit., p. 231.

一つは、国民主権の原則と矛盾する王権の位置づけである。カディス憲法は、国王不在のなか、王権を代行する機関であるカディス議会が独断で制定した。この意味で、カディス憲法で定められた政体は、国王と王国の合意で憲法を制定させる本来の「立憲君主制」だったとは言えない。しかも、議員フロレス・エストラダが主権の不可分性を力説し³⁵、憲法第2条にも「基本法を制定する権利は、国民のみに排他的に属する」と定められた。しかしその一方で、王権には、たとえ補助的な立場であったとはいえ、議会と共に立法に関わる権利が認められている³⁶。このことは、王国の内政・外交上の重要な事案に王権が大きな影響を及ぼす可能性を示唆していた³⁷。

また、カディス憲法では、フランスの1791年憲法のように人権をまとめて列挙するのではなく、一連の条文の中で特定の権利の保護について言及されるにとどまっている³⁸。その一つが第4条である³⁹。それによれば、人権を保持・保護する義務を負うのはネイション側であり、「賢明で公正な法」はそれを監督するいわば客観的存在としてのみ位置付けられている。ポルティエーリョによれば、カディス憲法における人権に関しての客観的な理解は、同憲法が「神の摂理」に従った結果といえる。すなわち、『人権』の根源は人間自身ではなく、人間よりも上位の秩序にあった。(財産の)所有、安全、自由、圧制への抵抗が、人間の権利であるとすれば、それは、絶対的に確実な神の命によるもの」と考えられたのである⁴⁰。

さらに、カディス憲法では、ネイションを構成する「スペイン国民」と、「市民 los ciudadanos」は必ずしも一致していない。前者はスペイン王国を構成する全ての地域の住民を指すことからアメリカの住民も含まれ、全員に等

35 Ibid., p.234.

36 第170条では、法律を「執行させる機能」が王権のみに認められ、また第171条でも「法律の認可と公布」に関して「国王大権」が認められている。なお、カディス憲法の訳出にあたっては、池田実、(邦訳) スペイン1812年憲法(カディス憲法)、山梨大学教育人間科学部紀要、Vol.1, No.1, 1999, を参考にした。

37 Varela Suanzes, Joaquín, “Rey, Corona y Monarquía en los orígenes del constitucionalismo español,” *Revista de Estudios Políticos* (Nueva Época), Núm., 55, 1987, pp.181-182.

38 その理由について、従来は、「憲法制定をめぐる議論のなかでフランスの模倣であるという批判を避けるため」だったとの解釈がされてきた。立石博高、「カディス憲法とスペイン王国…」, 43頁。

39 第4条:「国民は、賢明で公正な法により、国民を構成する個人の市民的自由、財産、その他の正当な権利を保持し保護する義務を負う」。

40 Portillo Valdés, J. op. cit., p.139, cit por. González Adán, N., op. cit., p.234.

しく「国民」としての権利が認められるが、後者は選挙権を有する政治的市民にのみ制限されていた。「市民」の範疇から女性や使用人が排除された背景に家父長主義的なアンシャン・レジームの価値観が作用していること、またカトリックとカスティーリャ語の使用を市民認定の条件とすることでインディオの政治的参加を暗示的に制限しようとしたことが立石氏によって指摘されている⁴¹。このように、カディス議会の自由主義者がイメージした国民共同体は実質的に限定性を持ったものであったが、ポルティエリョによれば、このように政治的限界性を持った共同体構想は、カトリック共同体を前提としていたことに由来し、前述の憲法第12条もその必然的結果であった。

この点で、カディス憲法は、より進歩的な思想を持つ共和主義者を満足させられるものではなかった。彼らにとって自由とは、政治活動への積極的参加を促すものであり、政治参加に制度上制限が課されてはならなかったのである。またカディス憲法ではネーションという共同体に立憲政治の基礎が置かれていたが、共和主義者が考える政治の主体は個人であった。ただし、経済活動や他者との交際を通じてより豊かで洗練された存在になった個人は、直接的・積極的な政治参加が困難になり、政治を有能な専門家に委ねることを余儀なくされる。この時個人には、公益に利する「公民的道德」だけではなく、社会での「作法・礼儀 (manners)」という意味での新たな徳が求められるが、個人としての経済的欲求を満たし、同時に道德を実践するという難題を、共和主義者もまた突きつけられることになる⁴²。

2) ロマン主義のネーション：旧体制支持者のロマン主義

以上のように、19世紀初頭の自由主義者のなかでは、政治共同体としてのネーションが未完成ながらもイメージされていたが、その必然性を、ネーションのアイデンティティによって裏付けようとする傾向が以後顕著となる。それは、ネーションを、先祖古来の民族的アイデンティティを持つ文化的集合体として理解したロマン主義の影響によるものだった。

フェルナンデス・セバスティアンは、スペインにおけるロマン主義的ネーション観の萌芽を、後にカディス議会に参加することになるカタルーニャ人カプマニィ (Antoni de Capmany; 1742 - 1813 年) が記した『対フランス人

41 立石博高, 「カディス憲法とスペイン王国…」, 46 - 52 頁。

42 González Adán, N., op. cit., pp.235-236.

の歩哨 *Centinela contra los franceses*』(1808 年)の一節に見出している。それによれば、ネイションとは、「世代から世代へ」変わることなく受け継がれていく「意志、法、慣習、言語」から構成されるものである。民族(*el pueblo*)には本質的に「ネイションの精神 *el espíritu nacional*」が備わっており、それは慣習や服装・言語などを通して表明されるが、そこに「全体への帰属 *pertenencia a un todo*」の意識が伴って初めて真のネイションが成立しえたのであった⁴³。

このようなロマン主義のネイション観は、19 世紀初頭、すなわち「独立戦争」を背景とする複雑な政治動態の中で萌芽したものであり、民族の個性と愛国心に依拠している点で、様々な政治運動と結びつくことが可能だった。

第一に、保守派の政治運動への影響が顕著である。「独立戦争」を「王、宗教(カトリック)、文化、受け継がれた制度」を守るための戦いと意義付けながら民衆を扇動した聖職者の態度に象徴されるように⁴⁴、ロマン主義のビジョンは、自由主義的運動に抵抗する旧体制支持者の政治運動にも顕在化している。彼らにとっては、旧来から存在するスペイン体制のアイデンティティを侵害するもの全てが敵だった。そしてこの文脈においては、外国に由来する合理主義的で近代的な政治思想自体も打倒すべき害悪であり、自由主義者は「外国かぶれ *extranjerizante*」、「スペイン人の敵 *anti-españoles*」、「親仏派 *afrancesados*」などと侮蔑するに値する敵だった⁴⁵。

しかも、この反動的運動は、カトリック的価値観から正当化された。保守派によれば、スペインは常に前衛に立って不敬虔や無神論と戦うという使命を神から課せられており、「国民公会戦争 *la Guerra de la Convención*」(1793 - 95 年)も、またその延長線上に位置づけられる「独立戦争」も、カトリック教徒による非妥協的な戦いとして理解できたが、スペインの本質を蹂躪する勢力への挑戦という意味で、親仏派や自由主義者との戦いにも同様の意義を与えることができたのである。後の立憲革命(1820 - 23 年)の最中に、ある聖職者が表明するように、彼ら反動派と自由主義者との戦いは、「キリ

43 Ferández Sebastián, J., op. cit., p.62.

44 Álvarez Junco, José, “La construcción de España”, Martínez Millán, José y Reyero, Carlos (coord.), *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, Madrid, 2000, p.34.

45 対フランスの戦争が勃発する以前、啓蒙的諸改革によって利権を脅かされた特権層は、改革推進者を「異端者 *herejes*」と非難することで彼らの反対運動を正当化していた。Ibid., p.33.

ストか憲法か」の二者選択を迫る戦いだったのである⁴⁶。スペイン人に「非妥協的カトリック *el catolicismo intransigente*」のアイデンティティを見出すネイション観は、レコンキスタにおける聖戦概念や、バロック期の対抗宗教改革の理念を引き継ぐスペイン独自のものとして特筆に値する⁴⁷。

また、ロマン主義的政治運動のもう一つの特徴は、伝統的国制の尊重を訴えた点にある。彼らが固執した伝統的国制とは、スペインの一体性と地方の独自性の両立を是とするものであり⁴⁸、これもまた18世紀末～19世紀初頭という時代背景のなかで正当化できた。というのも、国民公会戦争から独立戦争を通じてネイションを強く結束させ、結果的に「スペイン全体を救った」のは、カトリック的使命感と君主への忠誠、そしてとりわけ「小さなパトリア *patrias chicas*」各地による徹底抗戦だったからである⁴⁹。「我らの慣習と伝統」を守るための地方の戦いが最終的に「複数（全体）にとっての利益 *un bien plural*」をもたらしたという意義づけに⁵⁰、ハプスブルク王朝期の複合王政を理想とするネイション観が強く作用していたことは言うまでもないが、そのようなネイション観は根本的に反中央集権的な性格を持っていたため、フェルナンド7世の復位（1814年）以降の反自由主義の運動にも根拠を与えることになる。たとえば、1820年代に王党派の運動を主導するエロレス男爵（*el barón de Eroles* (*Ibáñez Cuevas, Joaquín*) ; 1784-1825年）は、スペインの法制は「フランスの合理主義」にならったカディス憲法ではなく、地方固有の法制を基礎とする「スペインの歴史的法制 *la constitucion histórica española*」であるべきだと訴えた⁵¹。そのような主張は、以後、地方特権の尊重を求める一部の反自由主義運動（カルリスタ戦争）とも結びつき過激性を帯びていくことになる。

46 Fernández Sebastián, J., op. cit., p.64.

47 フェルナンデス・セバスティアンによれば、このような独特の価値観の影響により、スペインでは、「神の死」や世界の相関的神格化を強調する汎神論的ロマン主義（*el romanticismo panteísta*）など、過激論は受け入れられなかった。

48 カブマニィはフランスの事例との比較でこの点を強調した。彼によれば、フランスでは、革命の結果「自然で社会的な愛着による全ての結びつき」が断絶していたために、ナポレオンの暴政に抵抗することが出来ずにいたのである。Capmany, A., *Centinela contra los franceses*, 1808, Sevilla, p.124, cit por. Fernández Sebastián, J., p.65.

49 「ナポレオンの侵略がスペインにもたらした最大の危機において、ネイション全体を救ったものとは、それら（地方）の激しい運動だった」。Fernández Sebastián, J., op. cit., p.64.

50 Ibid., p.65

51 *¿Por qué cae la Constitución?*, folleto, 1823, pp.2-3 y 30, cit. por Fernández Sebastián, J., op. cit., p.63.

3. 自由主義者の歴史観とネイション

1) 19世紀前半の自由主義における歴史観とネイション

以上のようなロマン主義的な反動運動と並行して、自由主義者もまた、彼らの政治的主張の根拠を、「古き良きスペイン」に由来するアイデンティティに求めた⁵²。近代的なネイションを建設するためには、「市民」を結束させる「絆」が必要だったのである⁵³。実際、独立戦争以降、ネイションの歴史によって政治的主張を裏付けようとする論述が、多くの自由主義者によって出版された。

アルバレス・フンコはこれを「愛国的歴史 *historias patrióticas*」と総称し⁵⁴、その歴史観を、「天国 *paraíso*」、「墮落 *caída*」、「救済 *redención*」の三部から成る「フレスコ画」に例えて再構築している⁵⁵。それによれば、「愛国的」歴史叙述において第一に重要だったのは、イベリア半島の最初の住民たちを「スペイン人」と見なしながら、彼らが暮らすスペインが神の恩恵を受けて非常に豊かであったこと、恵まれた環境の中で「スペイン人」の「美德 *virtudes*」が育まれたこと、そしてその本質すなわちアイデンティティが19世紀にも有効であることを強調することだった。そのうえで、「墮落」したスペインの「救済」を自らの使命として課し、自由主義運動を正当化しようとしたのである。

ここでいう「墮落」とは、「外部の悪 *la maldad foránea*」から度々「スペインを奪われたこと *pérdidas de España*」を意味する⁵⁶。それには、ローマ帝国の属領となったことや、イスラム教徒による侵略も含まれるが、その要因は、侵略者である外国人の邪悪さや、スペイン人のモラルの墮落、そしてスペイン人の間での「結束力の欠如 *la falta de la unidad*」にあった⁵⁷。このような説明にも、自由主義者のネイションの理想が表れている。また、イスラム

52 ネイションのアイデンティティのルーツを求めて過去を称揚する態度は、18世紀の啓蒙主義者が歴史の迷信を痛烈に批判したのとは対照的だった。Fernández Sebastián, J., op. cit., p.66.

53 Martínez Millán, José y Reyero Carlos, “Introducción” a *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, 2000, Madrid, p.18.

54 「愛国的歴史」は、イシドルス (Isidoro de Sevilla, 560 頃 -636 年) の「ヒスパニアの墓碑 *laudes Hispaniae*」を起源とし、中世の年代記作者や近世の歴史家たちによる愛国的な歴史叙述を継承したものだった。Alvarez Junco, J., op. cit., p.34.

55 Ibid., p.38.

56 Ibid., p.38.

57 Ibid., pp.39-40.

教徒から祖国を奪回したレコンキスタのプロセスは称賛に値するものであり、さらにその後のキリスト教諸王国の王権が「限定的で、絶対的でなかった *limitara y no absoluta*」ことから、自由主義者は中世スペインを理想化した。それとは対照的に、「スペインの伝統を無視して、専制を導入した外国の王朝、ハプスブルク家」は彼らの批判の対象となった⁵⁸。

ハプスブルク王朝に対する非難は、カルロス1世（あるいは外国人であることを強調する場合にはカール5世）に対してカスティージャ諸都市が起こした反乱（1520 - 21年）への賛辞と対をなすものである。「コムネロスの反乱」として知られるこの反王権の蜂起は、フランドル出身で国外問題を優先する国王に対して不信が高まっていたなか、皇帝即位に関わる費用調達のため新たな課税を強要されたことに憤慨した諸都市の連帯によって起きたものであった。したがって、暴君の抑圧に対する抵抗という意味で自由を象徴的に示す事件とされ、また外国の支配に対する抵抗という意味では愛国心に基づく象徴的な行動でもあった⁵⁹。

ロマン主義的愛国心と自由主義的政治関心に基づくコムネロス賛美の最初の例は、独立戦争勃発直後にキンタナ（Manuel José Quintana; 1772 - 1857年）が出版した『愛国的詩集 *Poesías Patrióticas*』（1808年）収録の「ファン・パディーリャに捧げる頌歌 *la Oda a Juan Padilla*」（1797年作成）である。パディーリャはコムネロス反乱の首謀者の一人であり、キンタナは、処刑という最後を遂げた彼の悲劇を描くことによって国王の暴政を強調した⁶⁰。またこれと同時期に、王立歴史アカデミーの院長の経歴を持つ自由主義者マルティネス・マリナ（Francisco Martínez Marina; 1754 - 1833年）も、伝統的国制を抑圧するカルロスを批判する文書を発表している⁶¹。さらに、リョレンテ（Antonio Juan Llorente; 1756 - 1823年）も、異端審問制度研究の専門家という立場から、カールの宗教的不寛容性を浮き彫りにすることで、その圧政の一端を明らか

58 Ibid., p.42.

59 Ibid., pp.42-43.

60 Ibid., p.43 y Moreno Alonso, Manuel, “Del mito al logos en la historiografía liberal. La monarquía hispana en la historia política del siglo XIX”, Martínez Millán, José y Reyero, Carlos (coord.), *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, 2000, Madrid, p.105.

61 Martínez Marina, Francisco, *Ensayo histórico-crítico sobre la legislación y principales cuerpos legales de los Reinos de León y Castilla* (1808); *Teoría de las Cortes* (1813), cit por Moreno Alonso, Manuel, op. cit., pp.107-109.

にした⁶²。彼らが描いた暴君カールのイメージは、他のヨーロッパ諸国におけるロマン主義期の歴史研究における「皇帝カール5世神話」を打ち崩すものだった⁶³。

これら19世紀初頭の自由主義者によるロマン主義的観点からの歴史解釈は、イサベル2世治世下(1833-1868年)の自由主義政府の「公式な歴史認識」となった。パディーリャの悲劇を戯曲化した作家でもあり、1820-50年代にかけて穏健派自由主義政権の中心的役割を担ったマルティネス・デ・ラ・ロサ(Francisco Martínez de la Rosa; 1787-1862年)は、自由の抑圧者カールを一貫して批判した⁶⁴。また、教育省(el Ministerio de Instrucción Pública)や王立歴史アカデミーで要職に就き、イサベル2世の命により『カルロス3世の歴史 *Historia del reinado de Carlos III en España*』の大作を執筆したフェレル・デル・リオ(Antonio Ferrer del Río; 1814-1872年)も、スペインの衰退の要因追求をテーマとした著書の中で、カール5世の対外的事業の栄光の陰に、国内産業の衰退と「自由の消失」があったことを指摘した。ヨーロッパにおける皇帝賛美に対しても、スペインを常に「金と血」の源、すなわち経済的・人的資源の提供者とみなした横暴なカルロス像を描くことで、それを否定した⁶⁵。また、スペインの歴史を「議会制の発展」の観点から研究したリコ・イ・アマト(Juan Rico y Amat; 1821-1870年)も、コムネロスの反乱を、「国民主権の完璧な行使を試みた」前例として称賛した⁶⁶。

以上のような専制批判は、ラフエンテ(Modesto Lafuente; 1806-1866年)

62 Llorente, Antonio Juan, *Memoria histórica sobre cuál ha sido la opinión nacional de España acerca del Tribunal de la Inquisición*, 1812; *Historia crítica de la Inquisición en España*, 4 vols, 1817-1818, cit. por Moreno Alonso, M., op. cit., pp.109-111.

63 Moreno Alonso, M., op. cit., pp.102-103.

64 Martínez de la Rosa, Francisco, “Crisis política de España en el siglo XVI”, *Revista de Madrid*, 1838, tomo1, pp.182-191; *Bosquejo histórico de la política e España desde los tiempos de los Reyes Católicos hasta nuestros días*, 1857; *Historia de España desde los tiempos de don Alfonso Sabio hasta la mayoría de doña Isabel II*, 1844 [Sammuel A. Dumham, *The history of Spain and Portugal* (1832) をアルカラ・ガリアノ(Antonio Alcalá Galiano)が翻訳し、マルティネス・デ・ラ・ロサとドノソ・コルテス(Juan Donoso Cortés)が注釈を加えたもの], cit. por Moreno Alonso, M., op. cit., pp.111-113.

65 Ferrer del Río, Antonio, *Decadencia de España. Primera parte. Historia del levantamiento de las Comunidades de Castilla*, Madrid, 1850, cit. por Moreno Alonso, M., op. cit. pp.114-116.

66 「国民主権の完全な行使」とは、国王に対して議会の承認を尊重するよう強く求めたことを指す。Rico y Amat, Juan, *Historia política y parlamentaria de España (desde los tiempos más remotos hasta nuestros días)*. Escrita y dedicada a S.M. la reina doña Isabel II, Madrid, 1860, I, pp.42-44, cit. por Moreno Alonso, M., op. cit. p.119.

が著したスペイン初の本格的な通史 (*Historia general de España*, 30 vols, 1850 - 59) の中で完成することになる。この本の第8巻において、彼は、コムネロスの反乱を「ネーションの誇り *orgullo nacional*」に基づく行為として正当化した⁶⁷。また辛辣な批判は、カール5世に加えて、フェリペ2世にも及んだ。ラフエンテにとって、アラゴンの地方特別法を侵害し反乱 (1591年) を招いたフェリペもまた、「アラゴンの自由を抑圧した」暴君であり、父子二代にわたる専制は、外国から持ち込まれた「悪徳 *un vicio*」だった⁶⁸。一方、穏健派から進歩派への政権交代を実現させた「七月革命」(1854年)の主導者の一人カノバス・デル・カスティージョ (Antonio Cánovas del Castillo; 1828-1898年) も⁶⁹、この革命の同年に出版した著書『スペイン衰退の歴史 *Historia de la decadencia de España* (1854)』において、19世紀中頃当時のスペインが陥っていた「虚脱状態」の始点を17世紀に位置付けながら、その元凶となった16世紀のカール5世とフェリペ2世の政治を批判した⁷⁰。

ただし、このような痛烈なハプスブルク王朝批判の根底に、一つの肯定的評価が潜在していたことをプロ・ルイス (Juan Pro Ruiz) は指摘している。自由主義者は、カール5世の帝国とフェリペ2世の普遍的王国がスペインの犠牲の上に成り立っていたことに憤りながらも、両国王がヨーロッパで展開した積極的な軍事活動の結果、スペインが国際的覇権を掌握したことには愛国心の高まりを感じていたようである。例えば、自由主義保守派の思想的指導者の一人で歴史家でもあったピダル (Pedro José Pidal; 1799 - 1865年) は、1844年の下院議会において、「王権と議会間の力の均衡」というスペイン伝統の国制を侵害したハプスブルク王朝を非難した一方で、カルロスとフェリ

67 Lafuente, Modesto, *Historia general de España*, ed de Barcelona, vol. VIII, 1930 (1850-59), p.53, cit por Pro Ruiz, Juan, "La imagen histórica de la España imperial como instrumento político del nacionalismo conservador", Martínez Millán, José y Reyero, Carlos (coord.), *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, 2000, Madrid, p.219.

68 Pro Ruiz, J., op. cit., p.220.

69 カノバスは、革命の理念を表明する「マンサナレス宣言」の起草者だった。

70 Cánovas del Castillo, A., *Historia de la decadencia de España, desde el advenimiento de Felipe III al trono hasta la muerte de Carlos II*, ed, de J. Pérez de Guzmán, Madrid, 1910 (1854), cit. por Pro Ruiz, J., op. cit., pp.220-222. 彼が特に問題視したのは、スペインの国力に不釣り合いで結果的に資源を枯渇させた対外政策と、王国全土の制度的統一に対する努力の欠如だった。制度的一体性に対する批判は、地方特別法 (フエロ) の維持を例外的に許された「免除県」の存在に対する問題意識に基づいている。カノバスは、後の復古王政で政権を握ると、バスクとナバラの地方特別法を無効とし、例外なき法の一元化を実現させることになる。

ペがスペインにもたらした数々の勝利が愛国心の高揚に果たした意義について説いた⁷¹。一方、カノバスとラフエンテも、直接的表現ではないものの、軍事および国際的プレゼンスの点で、19世紀当時とは対照的な両国王の治世を黄金世紀 (épocas doradas) 的にとらえていたことが確認できる⁷²。

2) 19世紀後半の穏健派自由主義における歴史観とネイション

以上のような歴史解釈は、19世紀中葉以降、大きく変化する。自由主義体制が規制事実となる一方、1848年のヨーロッパ各地の革命の影響を受けて、スペインでも、「民衆 las masas」が、ブルジョアジーや旧特権層を支持基盤とする穏健派自由主義政権を激しく動揺させはじめ、1854年の革命時には政権交代の大きなうねりを生み出していた。穏健派は革命の2年後には政権を奪回したが、この間、労働者を含む広い支持を集めて民主派が台頭するなど、民主主義を希求する社会の趨勢は看過できなくなっていた。若き日に革命に身を投じた自由主義者の多くの政治的イデオロギーは保守化し、民主化運動を抑圧するための新たな根拠を示す必要に迫られた。このようなネイションの理想形の変化に伴って、その根拠となる歴史の解釈にも変化が生じた。そうした新たな歴史解釈では、専制君主も、国家にとって有益である限りは、それ自体は厳しい批判の対象と見なされなくなった。

そのような変化を最も顕著に見て取ることができる人物が、カノバスである。彼は、1854年の革命の功労者の一人であるが、その後、進歩派エスバルテロの政治に失望しシマンカスの文書館で歴史研究に没頭したことが、彼の政治的主張の転換を決定づけた。1868年9月、女王イサベル2世を退位に追いやった「名誉革命」の翌年、いわゆる「民主化の6カ年 (1868 - 74)」の最中に、彼は『スペインのハプスブルク王朝の歴史概略 *Bosquejo histórico de la Casa de Austria en España* (1869)』を発表した。この本の中で彼は、1854年刊行の『スペイン衰退の歴史』を「重大な誤りが点在する、完成度

71 この発言は、穏健的憲法として知られる「1845年憲法」の制定議会内でのものである。また上院議会でも、穏健派に合流した貴族を代表する上院議員フリアス公爵 (el duque de Frias; 1783-1851年) が同じ趣旨の発言をした。*Diarios de Sesiones de las Cortes, Congreso de los Diputados* (30 de octubre de 1844 y 18 de noviembre de 1844); *Senado, legislatura de 1844-1845*, cit. por Pro Ruiz, J., op. cit., pp.223-224.

72 Pro Ruiz, J., op. cit., pp.225-227.

の低い本」と自ら酷評し、その歴史解釈の修正を試みた⁷³。例えば、コムネロスの反乱は、「社会闘争 *lucha social*」と「市民間の対立 *discordia civil*」の「恐ろしい爆発 *un estallido terrible*」であり、王国の発展の可能性を危険にさらした汚点と解釈された⁷⁴。これは、伝統的協約制度を蹂躪した暴君に対する正当な抵抗という従来の解釈を完全に否定するものであり、19世紀前半に見られた自由主義的イデオロギーの後退を意味している。また、領土拡張をもたらした軍事活動は、資源に乏しいスペインの軍備も不十分な兵士が達成したものだからこそ価値があり、数々の軍事的勝利はスペイン人の国民性の賜物であって、その国民性が19世紀当時まで受け継がれているという説明には⁷⁵、彼のナショナリストとしての思考が投影されている。彼のナショナリズムは、この著書の最大の特徴であるフェリペ2世への称賛にも表れている⁷⁶。その根拠は、彼が「キリスト教の信仰 *la piedad cristiana*」に従い、被征服者に対して「極めて寛容な態度 *la generosísima conducta*」を示したこと、そして特に、父カール5世とは異なり、彼が完全なスペイン人で常にスペインの利益に尽力した「愛国的」国王だったことに求められた⁷⁷。

この著書の刊行にあたりプロローグを寄稿した歴史家グスマン・イ・ガリョ (Juan Pérez de Guzmán y Gallo; 1846-1928 年) は、「(この本は) 国民意識 (形成) の教本として学校で (使用を) 義務付けられるべきだろう」という賛辞を送った。実際に、「民主主義の6カ年」に終止符を打ち反動的な「復古王政」を実現したカノバスの政権下で、「公式の歴史」は上記のような解釈へと更新された。それは、上院議長ガルシア・バルサナリャダ (Manuel García Barzanallada; 1817 - 1892 年) が進めた歴史をモチーフとした議事堂外装改修事業⁷⁸や、カノバス自身の言説にも表れている。そして、16世紀に特徴的な積極的軍事活動・帝国主義・カトリックを柱とする政治とフェリペ2世の

73 Cánovas del Castillo, A., *Bosquejo histórico de la Casa de Austria en España*, edic. de E. Yllán, Málaga, 1992 (1869), cit. por Pro Ruiz, J., op. cit, p.227.

74 Ibid., p.228.

75 Cánovas del Castillo, A., op. cit., p.135, cit. por Pro Ruiz, J., op. cit., pp.228-229.

76 フェリペ2世に対する肯定的な評価は、カノバスが主な史料として参照したカブレラ・デ・コルドバ (Luis Cabrera de Córdoba; 1559 - 1623 年) の『フェリペ2世の歴史 *Historia de Felipe II* (1619)』に由来する。17世紀以来未刊であったこの著書が、カノバス政権下の1876年に刊行されたという事実にも、フェリペ2世賛美が復古王政の公式な歴史認識の基礎となったことが反映されている。Ibid., p.229.

77 Ibid., pp.229-230.

78 Ibid., pp.230-232.

愛国心を再評価する歴史観は、新たなネイション概念の表明でもあった。カノバスは、フェリペ2世の国王としての統治能力も高く評価しており、スペインの衰退の要因を彼の治世の政治制度や政策ではなくスペイン人の様々な欠陥に求めているが⁷⁹、これは、平民が参加する議会の政治的機能を実質上無効としたフェリペの専制に妥当性を認めるのと同時に、民衆の政治的能力を否定して彼らの政治参加を制限しようとするカノバス自身の保守的政治も正当化していた⁸⁰。穏健的な自由主義者が標榜するネイションは、もはや革命の理念に基づくものではなく、「無視することのできない過去の経験」の「産物 *un fruto*」だった⁸¹。1882年、カノバスは、エルネスト・ルナンが発表した有名なネイション論に触発され、マドリードの文芸クラブで講演を行った。そこで彼は、ルナンが示した「日々の国民投票」による意思表明でも、ドイツのフィヒテが論じた民族・言語・文化などを基準とするものでもない、歴史に基礎を置くネイション論を展開した。彼によれば、ネイション内の共通の思想・文化、アイデンティティ、それに基づく団結力は、過去の経験の中でこそ育まれるものであり、ネイションは国民の投票に委ねることのできない不変の「内なる国制 *la constitución interna*」を持つ過去からの遺産なのであった⁸²。

おわりに

本稿は、近代スペインの政治エリートが構想したネイションとそれが立脚した理念に着目し、彼らの言説に見られる様々な自由主義運動の特徴を明白にすることで、19世紀スペインの政治運動の実態に肉薄することを試みるものであった。

スペインの自由主義運動の始点は、「独立戦争」とほぼ並行して開催された「カディス議会」に位置付けることができるが、本稿ではまず、同議会制定の「1812年憲法」における近代的ネイション観が何を起源とするものなのかを明らかにするために、その前段階であるカルロス3世とカルロス4世

79 Cánovas del Castillo, A., *El solitario y su tiempo*, Madrid, 1883, cit. por. Pro Ruiz, J., op. cit., p.234.

80 カノバスは、「統治する社会の貧しさと悪癖ゆえに自らの（政治的）鋭敏性（の発揮）を制限されている為政者」であることに、フェリペ2世との共通点を見出していた。Ibid., p.234.

81 Ibid., p.233.

82 Ibid., pp.232-234.

の治世のネーション概念に注目した。

カルロス3世治世下、「公共の利益」を追求する啓蒙主義者は、絶対的王権を理論上是としつつ実務上は行政府の機能性に頼りながら「上からの統一」を図り、制度的一体性を持つネーションの構築を目指した。またネーションは、政治の主体たる社会あるいは国民としてもイメージされていた。ハプスブルク王朝期の複合王政を脱却し、国民共同体たるネーションに政治の主導性を認める国家構想は、近代的「国民国家」への転換を促すものであった。

そのような「ネーション化」構想は、フランス革命の影響の波及を阻止するために啓蒙改革が中断され、またそれと同時に旧特権層の権力の回復が見られたカルロス4世治世下でも後退しなかった。そもそも王権の絶対性は理論上のものに過ぎず、「国民国家」的王国の有益性を理解した一部の特権集団との交渉と、権力バランスに関する両者間の合意の上に啓蒙専制が機能していたのだった。しかも、君主が「徳」を実践しない場合には、国民の主権回復を認める共和政のネーション論も一部では唱えられていた。しかしながら、共和政への転換の可能性は、国王がカトリックのモラルに背いた場合にも想定されており、また主権の根源が神にあることを前提とするなど、「カトリック的人類学」の影響の強さがうかがえる。このような価値観は、政治の主体である個人をいかなる権威よりも優位に置く自由主義の理念と矛盾するものだった。また、この時期の「ネーション化」計画の主導役が専制的王権を是認した啓蒙主義者だったということからも、「カディス議会」の「前段階」の政治運動は、アンシャン・レジームを否定せず、むしろその枠組みの中での変革を目指すものであったと言えよう。

そこにはまだ「市民」主体の革命的気運の萌芽は見られないとはいえ、19世紀初頭までに「前自由主義的」ネーションが一部エリートの中でイメージされていたのは事実である。そしてそのネーション観が、「1812年憲法」に具現化された。政治的統一を前提としたスペイン王国において、自由で平等な個人からなる国民共同体が、代表者を介して主権を行使するという近代的ネーションが定義されたのである。

しかし、同憲法を近代憲法として再検討した場合、主権の不可分性を規定しながらも王国の内政・外交に王権が大きな影響を及ぼす可能性を残したこと、選挙権を有する「政治的市民」を制限したことなどの矛盾が指摘される。また、人権の根源を神に求め、ネーションを神の下位に位置づけたことは、カトリックのみを正統な信仰と認める宗教的不寛容性と合わせて、スペイン

独特の価値観に起因するものであり、これらも近代的憲法としての限界を示唆している。

「1812年憲法」は、国王と正式な政府の不在という偶発的危機の産物だったと言えるが、外部からの侵略に脅かされた祖国を防衛する必要性に迫られた特殊な状況のなかで、民族の個性と愛国心に依拠するロマン主義のネーション観が政治運動に投影された。

なかでも、自由主義運動に抵抗する旧体制支持者は、外国に由来する合理主義的で近代的な政治思想との戦いを、神を持たないフランス軍に対する非妥協的カトリック教徒の戦いに重ねながら正当化した。また、祖国スペインを「小さなパトリア」の集合体とみなし、それらの政治的自立性の尊重を求める地方社会も、各地方の防衛戦が結果的にスペインを独立へと導いたことを強調しながら、複合王政的な「伝統的国制」に固執した。

以上のようなロマン主義的な反動運動と並行して、自由主義者も彼らの政治的主張の根拠を「古き良きスペイン」から受け継ぐアイデンティティに求めた。神の恩恵を受けた古代イベリア半島の豊かさを称揚し、中世スペインの国土回復運動ならびに王権と王国間の協約的統治制度を絶賛する一方、「外来の」専制的ハプスブルク王朝によって中世来の誇るべき国制が侵害されたことを悲嘆し、そのような「墮落」からの「救済」という意義を自由主義的政治運動に与える「愛国的歴史」叙述が、19世紀初頭以降、相次いで出版された。

それら「愛国的歴史」叙述を象徴しているのが、カルロス1世を暴君カール5世として描き、この専制君主に勇敢に挑んだコムネロス（Comuneros）を英雄視する歴史解釈だった。コムネロスが自由と愛国心の象徴として称揚されたのと対照的に、カスティーリャの伝統的国制を蹂躪したカール5世は、その積極的帝国政策がスペインの経済的衰退を招いたという理由でその後さらにネガティブなイメージで描かれたが、後継者フェリペ2世も、アラゴンの国制を侵害したことが反乱を招き、またスペインの犠牲の上に普遍的王国政策を推進した点で、同様に批判された。しかし、それと同時に、スペインの国際的プレゼンスを大いに高めた両国王の軍事活動には一定の価値を見出していたことも指摘される。

以上のような歴史観は、イサベル2世下の自由主義政府の「公式な歴史解釈」となった。しかし、19世紀中葉以降、民主派・共和派の運動の激化を背景に政府が保守化したことに伴って、「公式な歴史」観とそこに投影され

るネイション概念も大きく変化した。そのような変化が最も顕著なのが、カノバス・デル・カスティージョである。1854年の革命の成功に貢献しながら、その後の政治に失望し、「民主主義の6カ年」に終止符を打って復古王政を実現させた彼は、その歴史観においても、ハプスブルク王朝の痛烈な批判から、16世紀の政治の肯定的評価へと大きな方向転換を見せた。16世紀の帝国主義的な軍事活動と、特にフェリペ2世が示したカトリックの信仰心そして常にスペインの利益に尽力した「愛国心」は、彼にとって称賛に値するものだったのである。しかも、平民の政治能力の欠如を理由にフェリペ2世の議会軽視を妥当と認めることで、自身の穏健的政治も正当化することができた。

穏健派の自由主義において、革命の理念はもはや完全に無効となっていた。カノバスにとってネイションとは歴史の産物であり、その「内なる国制」は決して民主的政治に委ねることのできないものだった。このような歴史主義のナショナリズムは、カトリックを国家のアイデンティティとして断定したメネンデス・ペラジョ（*Mercelino Menéndez Pelayo*; 1856-1912年）のスペイン論と相まって、20世紀の非妥協的ナショナリズムへと受け継がれることとなる。

<参考文献>

- Alvarez Junco, José, “La construcción de España”, Martínez Millán, José y Reyero, Carlos (coord.), *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, Madrid, 2000, pp.31-48.
- Elorza, Antonio, “El temido Arbol de la libertad” en Jean René-Aymes(ed.), *España y la Revolución francesa*, Barcelona, 1989.
- Fernández Sebastián, Javier, “España, monarquía y nación. Cuatro concepciones de la comunidad política española entre el Antiguo Régimen y la Revolución liberal”, *Studia Historica-Historia contemporánea*, Vol. XII, 1994, pp.54-55.
- González Adánez, Noelia, “Absolutismo y la Constitución de Cádiz: consideraciones sobre la gestación del “poder responsable” en la crisis del Antiguo Régimen”, *Política y Sociedad*, Vol.40, Núm.3, 2003, pp.215-237.
- Martínez Millán, José y Reyero, Carlos, “Introducción” a *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, 2000, Madrid,

pp.17-29..

Morales Moya, Antonio, “La Nación española preconstitucional”, *Cuadernos dieciochistas*, Núm. 12, 2011, pp.19-36.

Moreno Alonso, Manuel, “Del mito al logos en la historiografía liberal. La monarquía hispana en la historia política del siglo XIX”, Martínez Millán, José y Reyero, Carlos (coord.), *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, 2000, Madrid, pp.101-120.

Ortiz Domínguez, Antonio, *Carlos III y la España de la Ilustración*, Madrid, 1988.

Pro Ruiz, Juan, “La imagen histórica de la España imperial como instrumento político del nacionalismo conservador”, Martínez Millán, José y Reyero, Carlos (coord.), *El siglo de Carlos V y Felipe II. La construcción de los mitos en el siglo XIX*, Vol. 1, 2000, Madrid, pp.217-235.

Varela Suanzes, Joaquín, “Rey, Corona y Monarquía en los orígenes del constitucionalismo español,” *Revista de Estudios Políticos* (Nueva Epoca); Núm., 55, 1987, pp.123-195.

——“Nación, patria y patriotismo en los orígenes del nacionalismo español”, *Studia Histórica, Historia contemporánea*, Vol. XII, 1994, p.31-43.

池田実, 「(邦訳) スペイン 1812 年憲法 (カディス憲法)」, 山梨大学教育人間科学部紀要, Vol.1, No.1, 1999, 87-113 頁.

立石博高, 「国民国家の形成と地域ナショナリズムの擡頭」, 立石博高, 中塚次郎編, 『スペインにおける国家と地域 — ナショナリズムの相克 —』, 国際書院, 2002, 13 — 34 頁.

——「カディス憲法とスペイン王 国民／市民の規定をめぐる」, 立石博高・篠原琢編, 『国民国家と市民 包摂と排除の諸相』, 山川出版社, 2009 年, 40 頁.

中本香, 「17 — 18 世紀中葉におけるスペイン王国の構造と政治的集合概念について」, *Estudios Hispánicos*, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 第 35 号, 2011, 45-68 頁.